

男女共同参画推進拠点機能について

1. 現状と課題

1) 相談事業、情報発信について

①利便性

②相談環境

③関係機関との連携

④図書コーナー（約 3700 冊の蔵書）の利用

	図書・雑誌の貸し出し状況
2013（平成 25）年度	511 冊
2014（平成 26）年度	464 冊
2015（平成 27）年度	491 冊

2) 市民活動支援について

男女共生フロア・ウィル登録団体（15 団体）

・会館使用料減免、団体ロッカー貸し出し（8 団体）

3) 男女共同参画推進事業、DV防止対策事業について

・啓発事業への参加人数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男女共同参画	1,669 人	1,412 人	1,796 人
DV防止対策	433 人	867 人	1,100 人

・枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」事業

	相談（延べ）		一時保護	保護命令 書面回答	各種証明書 発行
	電話	面接			
2013（平成 25） 年度	386 件	588 件	15 件	2 件	63 件
	974 件				
2014（平成 26） 年度	482 件	608 件	9 件	4 件	84 件
	1,090 件				
2015（平成 27） 年度	538 件	627 件	7 件	3 件	89 件
	1,165 件				

（加害者追跡を防ぐため相談場所は非公開）

2. 男女共同参画推進審議会での意見

(2016 (平成 28) 年 1 月 19 日 (火) 枚方市男女共同参画推進審議会会議録より)

- ・たとえば枚方市駅からメセナひらかた会館までの移動の手段とか、負担とかを考慮して、どうしても相談とか、交流の機会が欲しいという方々のニーズに応えることができるような体制をぜひとっていただきたい。
- ・人口がどんどん減っていくと言われる中、子どもをお持ちの方がここに住みたいって思われる町にしていくにはどうしたらいいか考える。やはり場所、足回りのいいところというのは、ものすごく大切なことだ。
- ・くずはモールとか枚方市駅の京阪百貨店の中とか買い物のついでに寄れるようなところに出先機関みたいなものをつくったらどうか。箱物をつくらないけど、そういう施設の空いている部屋を利用して、行政でも民でもいいが、そこで定期的にそういうもの（相談や啓発事業など）をやったら、市民の皆さんがそんなに無理しなくてもついでにちょっと寄れる。その目線がやっぱり大事なのではないか。

など

3. 市議会での意見、要望（6月定例会議会）

- ①男女共同参画推進条例にも規定されている「拠点施設機能の充実」について、相談事業や情報提供、市民意識の醸成や活動支援の面から、どのような推進を図るのか。
 - 相談事業や情報提供については、より枚方市駅に近い場所への移転を検討するなど、機能の充実を図っていきたい。
- ②女性を取り巻く環境が厳しさを増している。困難を抱える女性に対する支援、制度のハザマで行政の支援が届かないケースも少なくない。相談の現状と課題は？
 - 相談にあたっては、一人ひとりの悩みや課題に寄り添いながら、支援できるよう対応している。複雑なケースもあり、相談員が複数の関係機関に同行する場合も増えている状況である。
- ③男女共同参画に関する所蔵図書について、もっと多くの市民が活用できるよう、配架や貸し出し方法を工夫してほしい（要望）。

<参考>

本市の男女共同参画推進拠点について規定している条例

①枚方市立メセナひらかた会館条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 市民の文化活動及び生涯にわたる学習活動を支援し、勤労者の福祉の増進を図り、並びに男女共同参画社会の実現に資するため、枚方市立メセナひらかた会館（以下「会館」という。）を設置する。

（事業）

第 3 条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 会館の施設及び附属設備を市民の文化活動等の用に供すること。
- （2） 勤労者の余暇の活用に係る情報を収集し、及び提供すること。
- （3） 男女共同参画社会の形成を図るための啓発活動、学習活動及び相談活動を行い、及びそれらの活動を支援すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するため市長が認める事業。

②枚方市男女共同参画推進条例（抜粋）

（拠点施設機能の充実）

第 1 2 条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。